



2012年8月31日

各 位

会社名 株式会社 サンデー
代表者名 代表取締役社長 宮下直行
(JASDAQ・コード 7450)
問合せ先 取締役管理本部長 成澤真一
電 話 0178-47-8511

内部統制システム構築に関する基本方針の全面改訂に関するお知らせ

当社は、2012年8月31日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針について、下記のとおり全面改訂することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、イオングループとして共有する「イオン行動規範」及び「法令」等の遵守を図るため、コンプライアンスに係わる施策・整備を行い、人事総務部を中心として企業倫理、法令遵守のための研修、指導を行う。
- (2) コンプライアンスに反する違法行為等を早期に発見し是正するため、「イオン行動規範 110番」(内部通報制度)を活用する。
- (3) 内部監査機能として、監査室がコンプライアンスや業務の適正化に必要な監査を行い、定期的に代表取締役社長に報告する。
- (4) 当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体との関わりを持たず、これらの圧力に対しては、警察・弁護士等の外部機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会及び経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、職務の執行に係る文書(磁氣的記録含む)等を社内規程に基づいて、適切に記録・保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 災害、環境、コンプライアンス等の経営に重大な影響を及ぼすリスクに関する規定を策定し、全従業員への徹底を図り事前予防体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社経営に係る重要事項について社内規程に従い、経営会議または経営会議の審議を経て取締役会において決定する。
- (2) 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、実施すべき具体的な施策を講じるとともに、効率的な業務、手続きが行われるようにする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス経営を重視し、使用人全員が、「イオン行動規範」を実践し、お客さまと地域社会とのより良い関係を築き、企業としての社会的責任を果たすよう努める。
- (2) 当社は、グループ全従業員を対象とした「イオン内部通報制度」に参加しており、当社に関連する事項は当社担当部署に報告され、事実の早期発見、対策、再発防止に努める。

6. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正対応の動向・対応の検討、業務の効率化に資する対処事例の水平展開を進める。
- (2) グループ会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範を遵守し行う。
- (3) 子会社に対し取締役、監査役を派遣するとともに、当社監査室が定期的に業務監査を実施し、体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役補助者の適切な職務遂行のため、人事異動、人事考課等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告をする。
- (2) 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生したときは、速やかに監査役または監査役会に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役及び取締役と監査役、会計監査人はそれぞれ相互の意思疎通を図るため意見交換会を開催する。

以 上